

前橋市児童館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案		現行	
(名称及び位置) 第3条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第3条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
前橋市日吉児童館	前橋市日吉町二丁目17番地10	前橋市日吉児童館	前橋市日吉町三丁目20番地1
省略		省略	